

民泊に関する規制強化を求める意見書

我が国では、住宅の全部又は一部を活用した旅行者等への宿泊サービスの提供を届出により行う住宅宿泊事業や、空き家等において旅館業法の許可を取得し、旅館業を営むことを一般的に民泊と呼んでいる。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催時には、訪日外国人観光客の増加が見込まれていたことから、宿泊施設の不足解消を目的として、国は、2018年に旅館業法施行令を一部改正し、旅館・ホテル営業における客室数の下限を撤廃するなどの規制緩和を行った。また、一般の住宅を旅館業法の許可なく宿泊施設として貸し出すことを認める住宅宿泊事業法を施行し、民泊を推進してきた。

さらに、2025年4月からは、人手不足やICTの進展等を踏まえて、旅館業における衛生等管理要領が改正された。これにより、チェックイン時の本人確認方法や防犯対策の要件が緩和され、非対面・省人化による運営が可能となった。事業者にとっては、より一層民泊施設を運営しやすくなり、今後は民泊施設の増加による更なる観光客の増加や地域の活性化が期待されている。

一方で、地域からは、民泊が特殊詐欺などの犯罪の拠点として悪用される事例や騒音、ごみ出しのマナー違反をはじめ、不特定多数の出入りなどによる生活環境の悪化に対する不安の声が多数寄せられている。本区内でも、住宅市街地に民泊施設があることで深夜のトラブルなどが発生し、苦情件数も令和4年度以降、高止まりが続いている。

このような状況の中、国が引き続き民泊を推進すれば、都心をはじめとする地方自治体では更に治安が悪化し、条例や施行規則による規制強化だけでは対応が困難になる。特に、住宅市街地における民泊への対策については喫緊の課題である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、民泊に関して、住民が安心して生活を送れるよう、地域の実態に即した法改正を行うことに加えて、旅館業事業者、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者の責任の厳格化を図るなどの規制強化を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 1 月 17 日

江東区議会議長 鈎 先 美 彦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

宛て